

# 令和 5 年度 尾花沢市介護保険料

保険料は世帯の市民税課税状況および第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の所得に応じて、10 段階に分かれます。令和 5 年度の介護保険料は下表のとおりです。

令和 3 年度～令和 5 年度  
基準額（年額） **65,520 円**

## 介 護 保 険 料 段 階 一 覧

段階	対象者区分	保険料年額	
第 1 段階	本人が市民税非課税	○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額が 80 万円以下	19,656 円
第 2 段階		○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額が 120 万円以下	32,760 円
第 3 段階		○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額が 120 万円を超える	45,864 円
第 4 段階		○世帯に市民税課税者ありで、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得額が 80 万円以下	58,968 円
第 5 段階		○世帯に市民税課税者ありで、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得額が 80 万円を超える	65,520 円
第 6 段階	本人が市民税課税	○本人の前年の合計所得額が 120 万円未満	78,624 円
第 7 段階		○本人の前年の合計所得額が 120 万円以上 210 万円未満	85,176 円
第 8 段階		○本人の前年の合計所得額が 210 万円以上 320 万円未満	98,280 円
第 9 段階		○本人の前年の合計所得額が 320 万円以上 430 万円未満	111,384 円
第 10 段階		○本人の前年の合計所得額が 430 万円以上	124,488 円